

都道府県体育・スポーツ協会 各位
加盟団体長 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
専務理事 宮 沢 賢 一
(公印省略)

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（やまがた雪未来国スポ）における
予選会免除に関する関係ルールの扱い及び解釈について

平素より本連盟の選手強化にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、次の通り説明いたします。この時点での通知となり、皆さまに混乱を招き誠に申し訳ございません。やまがた雪未来国スポに係る重要な内容につき、関係各位への展開をお願い致します。

なお、今後、早急に問題点を改善して参りますので、**本書の内容は、今回のやまがた雪未来国スポに限ったものであることをご承知おきください。**

現在、予選会免除に関するルールが記載された文書は、4 件ございます。(添付)

- ・『トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置』(JSPO)
- ・『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』(JSPO)
- ・『国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則』(SAJ)
- ・『第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会 実施要項』(山形)

本来、この 4 件の記載内容と JSPO が承認した免除大会に関して、『国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則』(SAJ) に記載される「日本代表選手」の解釈に整合が取れておらず、解釈がわかる状況になっております。

つきましては、同大会に限り、以下の扱い及び解釈とさせていただきます。

1. 『トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置』と『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』の記載内容を優先していただく。
※本内容は、全ての国スポに共通する内容であることから、SAJ の細則及び同大会実施要項より優先すべきと判断いたしました。
2. 『トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置』と『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』はそれぞれ独立してルールが成立しているため、どちらかに該当する選手であれば予選会免除となる。

※JSPO の制得意図を確認済み。

3. 『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』に基づき JSPO から承認を受けた免除大会出場者であれば、全ての選手が対象となる。この場合、必要書類と当該大会のリザルトを都道府県体育・スポーツ協会に提出してください。

※上記 1 を受け、SAJ 強化指定選手及び日本代表選手でなくとも対象となる。(SAJ 派遣ではなく、個人的に当該大会に出場した場合も対象となる)

4. 『国民スポーツ大会予選会免除に関する要領』に基づき JSPO から承認を受けた免除大会の日程と都道府県予選の日程が一致していなくても、免除大会出場のために海外渡航している期間に都道府県予選が開催される場合、免除大会による予選会免除の対象とする。

以上

トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項）

1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 大会開催の直前に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- 2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - (1) JOC オリンピック強化指定選手
 - (2) 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - (3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2. 特例の内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

(1) 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
 2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 4. 当該住居に主要な家財道具が存すること
- ② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- ② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

4. 特例の適用に係る手続き

- 1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会は、「国民スポーツ大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。
- 3) 参加都道府県体育・スポーツ協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成23年12月15日に制定し、第67回本大会より施行する。

本特例は、平成26年5月15日に改定し、第69回本大会より施行する。

本特例は、平成29年6月16日に改定し、第73回より施行する。

本特例は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和5年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和6年1月1日に改定し、同日より施行する。

国民スポーツ大会予選会免除に関する要領

〈趣旨〉

我が国のスポーツレベルの向上と国際化に伴い、国内・国際大会が過密化し、各競技団体の主要大会と国体の開催時期が重なることが多くなり、トップアスリートが国民スポーツ大会に参加しにくい状況となっている。

そこで、日本を代表するトップアスリートの参加を促進し、大会の一層の充実と活性化を図るため、各都道府県の代表選手選考において以下に定める要領により、予選会を免除することができることとする。(国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項)

1. 免除対象競技

国民スポーツ大会実施正式競技

2. 免除対象者

次の競技大会に参加する者は、都道府県代表選考のための予選会の出場を免除することができる。

ア オリンピック競技大会

イ アジア競技大会

ウ ユニバーシアード競技大会

エ 競技団体が指定する世界選手権大会等の国際競技大会

3. 免除対象大会及び免除対象者の決定

(1) 免除対象大会の決定及び都道府県への通知

① 国民スポーツ大会は大会開催前年の10月、冬季大会は大会開催前年の7月に、日本スポーツ協会より競技団体に対し免除対象大会の希望調査を行い、国民スポーツ大会委員会にて審議・決定し、関係機関・団体へ通知する。

② 国民スポーツ大会委員会にて決定した免除対象大会に参加する代表選手については、中央競技団体より傘下の都道府県競技団体に対し通知する。

③ 中央競技団体からの通知を受け、都道府県競技団体は都道府県体育・スポーツ協会に報告する。

(2) 免除対象者の決定

各都道府県における具体的な免除対象者は、中央競技団体からの通知の後、当該都道府県競技団体等において協議し、決定する。

4. 免除内容

免除対象者については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができる。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

5. 都道府県代表選考方法の周知について

各競技種目・種別の都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県競技団体等で協議の上、周知徹底を図ることとする。

6. 適用時期

第62回国民体育大会より施行

7. その他

本要領の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則

本要領は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日より施行する。

国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則

1. この細則は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」および「国民スポーツ大会開催基準要項細則」に基づき、国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に参加する選手に関する事項について定める。
2. 国民スポーツ大会へ参加する選手は、都道府県大会に参加し、これを通過した者で、当該都道府県からエントリーされた者でなければならない。この場合において「参加し」とは、エントリーを行い、スタートしたことをもって参加とみなす。
ジャンプ種目、ノルディックコンバインド種目（ジャンプ）においては、オフィシャルトレーニング（公式練習）、PCR（予備ラウンド）、トライアルラウンド（試技）で転倒などによる負傷のためファーストラウンド（試合）でスタートできなかった場合、記録上は、「スタートしていない」として処理されるが、都道府県大会に「参加した」と認められる。ただし、国民スポーツ大会にエントリーする場合は、推薦書と医師の診断書を添付しなければならない。
3. 国民スポーツ大会のエントリーには、各都道府県大会のリザルト1部を参加申込書に添付して組織委員会へ提出しなければならない。
4. 下記の条項に掲げる場合は、特例として国民スポーツ大会参加を認める。都道府県大会がやむを得ない事情により実施できなかった場合、当該団体は、その事情を全日本スキー連盟および日本スポーツ協会に届け出なければならない。届け出により、都道府県大会の所定の期日までにエントリーしている者は、都道府県大会に参加した者と同等の扱いとする。
 - ① 雪不足、地震等天災による中止の場合、都道府県大会のエントリーリストを組織委員会に提出しなければならない。エントリーリストには、中止となった大会名・会期・開催地および提出するリストが原本に相違ないことの記載がなければならない。
 - ② 参加者が極少数により中止または実施できない場合は、他の大会を都道府県大会の代替大会とすることができる。これを適用するには、予め都道府県大会の開催要項に、都道府県大会の代替大会として指定する大会名を明記し、周知していなければならない。代替大会の成績により選手を選考し、国民スポーツ大会にエントリーするには、参加申込書に代替大会が記載された都道府県大会の開催要項と、代替大会のリザルトを添付し、組織委員会に提出しなければならない。
5. 都道府県大会の会期中に、日本代表選手のため、都道府県大会に参加できない者は、都道府県のエントリーにより、本大会への参加を認める。ただし、当該選手は都道府県大会にエントリーしていなければならない。
 - ① 日本代表選手とは、全日本スキー連盟が指定した選手であり、全日本スキー連盟競技本部長名で送付した「海外遠征等通知および派遣要項」に記載された選手をいう。
 - ② 都道府県大会が免除される期間は、「海外遠征等通知および派遣要項」

の派遣期間と前後3日間までを対象とする。

6. この細則に違反または手続きを怠った選手は失格とする。

7. この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

附則

※ICR 2 1 5. 2 は特例により適用しない。

※全日本スキー連盟が送付した「海外遠征等通知および派遣要項」等が公式文書となる。

※公式文書の添付の無い者は、該当者として認めない。

平成27年12月15日 改正

平成30年12月13日 改正

令和 5年 9月29日 改正



第78回

国民スポーツ大会冬季大会

スキー競技会
実施要項



一瞬の風になり叶えよ君の夢

やまがた雪未来 国スポ

公益財団法人日本スポーツ協会
文 部 科 学 省
公益財団法人全日本スキー連盟
山形県・山形市・上山市・最上町

別記3 【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本スポーツ協会の定める規定に基づき、2023年10月31日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

〔注〕 強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民スポーツ大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則」第5項に基づき、都道府県予選会にエントリーしなければならない。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時（2024年2月24日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を貸借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に必要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時（2024年2月24日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の通りとする。